

令和6年 年頭所感



経済産業省
関東東北産業保安監督部東北支部長
福原 和邦

令和6年の年頭に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

近年は大規模な自然災害が頻発し、その被害も激甚化の傾向が見られます。昨年は、台風や豪雨等により全国各地で多くの被害が発生いたしました。

こうした状況を踏まえ、災害・事故発生時においては、関係機関への職員派遣を含めた迅速な初動対応、被害情報の収集ときめ細かな発信、支援ニーズの把握並びに自治体、他省庁、電力会社及びガス会社等関係機関との更なる連携強化を含めた体制整備が必要かつ重要であると常に認識し、対応しているところです。

また、我が国の産業保安を巡っては、近年の革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足・高齢化、電力・ガス供給構造の変化、気候変動問題への対応の要請、カーボンニュートラル実現に向けたCCS事業化や水素の利活用など、内外環境が大きく変化しております。

このため、経済産業省では、今後の基本的な制度体系について検討し、令和3年12月に取りまとめた「産業保安分野における当面の制度化に向けた取組と今後の重要課題」の報告書を踏まえ、一昨年6月には高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法の改正を行い、昨年12月から各法共通で、「テクノロジーを活用しつつ、自主的に高度な保安を確保できる事業者」に係る認定制度（認定高度保安実施設置者制度）の運用がスタートしたところです。

当制度は、経営トップのコミットメント、高度なリスク管理、テクノロジーの活用及びサイバーセキュリティ対策を要件とし、保安管理を一体的に取り組む組織単位でPDCAを回し、そのインセンティブとして国への届出等の行政手続きを簡略化することで、事業者のより自主性を高める仕組みとなっており、普及啓発と認定後のモニタリング等、適宜指導・監督に取り組んでまいります。

併せて、産業保安・製品安全関連法令、電気保安関連法令に係る各種届出・申請の一連の業務をオンラインで行える「保安ネット」については、機能改修を重ね利便性の向上を図ってまいります。

さて、昨年の管内における産業保安の状況を顧みますと、幸いにも本年の死亡事故は無かったものの、事故の件数は昨年と比べ増加傾向にあり、かつ重篤災害に繋がるおそれのあった事故も発生しております。

昨年までの状況を踏まえ、本年、当支部は、それぞれの保安分野ごとに以下の取組を実施してまいります。

都市ガス保安分野においては、昨年の事故件数は前年に比べ増加しており、負傷者を生じる事故も発生しています。引き続き、管内ガス事業者に対し、製造・供給設備の安全管理の徹底を指導するとともに、消費者の安全確保のための啓発、更には経年管対策の推進に取り組んでまいります。

L P ガス保安分野においては、昨年の事故件数は前年に比べ大幅に減少し、特に雪害が原因の漏えい事故が減少しましたが、負傷者を生じる事故が発生しています。引き続き、ガス漏えい事故や他工事に起因する事故、一酸化炭素中毒事故の防止に向けて、より一層、各事業者に対する指導及び啓発活動に注力してまいります。

高圧ガス、石油コンビナート保安分野においては、昨年の高圧ガス事故件数は前年に比べ噴出・漏えい事故が大幅に増加し、負傷者4名を生じる爆発事故も発生しています。石油コンビナート事故件数は前年に比べ増加し、負傷者を生じる事故も発生しています。高圧ガスの保安に関しては、引き続きスマート保安導入の醸成を図るため自治体等への情報提供に取り組んでまいります。また、石油コンビナート地区の防災に関しては、災害対応における自治体、消防、各地区協議会との連携を強化し、引き続き、未然防止に取り組んでまいります。

火薬保安分野においては、昨年の事故件数は前年に比べ増加しましたが、人的被害は生じておりません。近年の事故は主に花火大会など煙火類の消費時に発生しておりますが、産業火薬類に関連する事故も一定数発生しております。引き続き、自治体等と連携して事故防止に努めてまいります。

電気保安分野においては、昨年は死亡事故の発生はありませんでしたが、人身、物損等に関わる電気事故は発生していることから当支部は、事故の再発防止対

策を徹底させるため各種講習会やホームページの掲載等を通じ事故の概要等を広く周知するなど、電気事故を防ぐための取り組みを継続して実施してまいります。また昨今、課題として顕在化した電気工作物のサイバーセキュリティ対策等と併せて事業者の自主保安の確保を通じ、対策の強化について指導してまいります。

また、カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入が着実に進展し、その保安の確保が喫緊の課題となっています。当支部では、土砂災害警戒区域等の災害により被害を受ける懸念が高いエリア等に立地する太陽電池発電設備への優先的な立入検査を実施し、指導・監督に取り組んでまいります。

令和4年6月の電気事業法改正により昨年3月に施行された小規模事業用電気工作物（太陽電池発電設備及び風力発電設備）の設置者に対する技術基準適合維持義務、基礎情報及び使用前自己確認の届け出義務を通じた指導・監督に取り組んでまいります。

鉱山保安分野の危害においては、昨年、火災が1件発生したものの、罹災者を生じる災害は発生せず、昭和24年に鉱山保安統計が開始されてから、初めて管内の罹災者0を達成することができました。これは各鉱山及び関係者の御努力の賜と感謝申し上げます。

本年も、無災害の達成を目指し、立入検査や保安指導等を通じて、更に効率的で効果的な監督・指導に努めてまいります。

鉱害においては、豪雨等の自然災害による水質事故の発生はありませんでしたが、排水基準不適合が1件発生しております。引き続き水質事故の発生を未然に防止するために坑廃水処理施設の適切な運転・管理の徹底とともに、激甚化する自然災害に対する準備等についても監督・指導を強化してまいります。

また、「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第6次基本方針）」により届出された鉱害防止事業計画に基づき、残存する鉱害防止工事の早期完了や坑廃水処理コストの削減等、鉱害防止事業の計画的な実施を引き続き推進してまいります。

全ての保安分野に共通して、昨年に引き続き産業保安の確保に万全を期してまいります。

以上、本年も国民の皆様の「安全・安心」に対するニーズにしっかりと応えるよう、「強い使命感」、「科学的・合理的な判断」、「業務執行の透明性」及び「中立性・公正性」を行動規範として、職員一丸となって取り組んでまいります。引

き続き産業保安行政への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、令和6年が皆様にとって良い年となりますことを祈念いたしまして、新年の挨拶いたします。本年も「御安全に！」